

練馬まちづくりセンター

2010まちづくり活動助成の紹介

○たまご部門(年間10件程度)

これから身近な生活空間の保全・改善・創造のための活動に取り組むにあたり、**事前の学習をおこなうことに対しての助成**です。

助成金額 **3万円以内**

応募受付 **年間受付(12月末日で受付終了・もしくは年間予定数に達したとき)**

費用項目 **勉強会などの講師謝礼費用等**

審査 審査員による書類審査

○はばたき部門

身近な生活空間の保全・改善・創造につながり、活動の成果が地域へ還元されることが期待できる企画に対する助成です。

助成金額 上限30万円

応募受付 5月10日(月)まで

費用項目 まちづくり活動の費用全般

審査 審査員による公開の場での審査

○テーマ部門(いきものまちづくり)

身近な場所で生き物を呼ぶ空間をみんなで楽しみながら創りだす活動への助成です。

※ **一時募集停止中**

■事業の趣旨

この助成事業は、「練馬区民が住み続けたいと思えるような美しい地域環境と豊かな地域社会を実現するための、区民の主体的なまちづくり活動」を対象としています。

そのために、地域においてまちづくりを始めようとしている区民が主体的に取り組むまちづくり活動やまちづくりに関する調査・学習活動等に対して支援を行うことを目的としています。

■助成金の交付

1 助成金の交付

助成対象団体は、審査委員会の審査結果を基に、(財)練馬区都市整備公社が決定いたします。正式決定後、速やかに「交付決定通知書」を団体に送付いたします。

- ・団体の方は、所定の手続き（「助成金請求書」の提出など）を行ってください。
- ・原則として、請求書提出後1ヶ月以内に指定口座に振込みます。
- ・提案された事業内容に変更が生じたときには、変更の手続きが必要になりますので、そのような可能性が生じた時点で速やかに連絡し、センターの指示を受けてください。

2 助成金の返還

助成金交付後、以下の場合には助成金を返還していただきます。

- ・虚偽の申請、報告または不正な行為によって助成金交付を受けたとき
- ・助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき
- ・相当の事由なく活動内容と申請内容が著しく相違したとき
- ・活動が中断、中止され助成要件を欠いたとき

■まちづくりセンターの支援

<情報発信支援>

センターから発信する下記の媒体を通じて、助成団体の情報やイベントなどのお知らせをするなどの支援をいたします。

- ・まちづくり情報誌「こもれび」などセンター発行物
- ・センターのホームページ
- ・センター内での掲示、団体の発行物の配布（ニュースレター、チラシ等）

<物的支援>

- ・打合せスペースの利用（要予約）
- ・貸出備品・印刷機・紙折り機等の利用について特典があります。

<情報提供支援>

- ・センター職員による相談（広報・イベント・ワークショップ等の進め方など）
- ・まちづくりに関する情報提供（こもれび等の送付）

問合せ

練馬まちづくりセンター

〒176-0012 練馬区豊玉北5-29-8 練馬センタービル3階 (財)練馬区都市整備公社内

電話 03-3993-5451 FAX03-3993-8070 ホームページ <http://nerimachi.jp>

メールアドレス machi@nerimachi.jp